

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 西方地域づくり推進課

許認可等の内容		栃木市営金崎有料駐車場に対する利用承認
根拠法令等及び条項		栃木市営金崎有料駐車場条例第3条、第4条、第5条、第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市営金崎有料駐車場条例第3条、第4条、第5条、第6条
	参考事項	栃木市営金崎有料駐車場条例施行規則
	設定等年月日	平成23年10月 1日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営金崎有料駐車場条例抜粋</p> <p>(利用承認)</p> <p>第3条 栃木市営金崎有料駐車場（以下「駐車場」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(駐車することができる自動車の範囲)</p> <p>第4条 駐車場に駐車することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車のうち長さ5.0メートル以下かつ幅1.9メートル以下のもの</p> <p>(2) 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 第3条の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者その他特別の事情があると認める者に対しては、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	